



9・10月は
動物の飼い方マナーアップ強化期間

◎ペットは愛情と責任をもって飼いましょう

動物にとって快適な生活環境を守ることは、飼い主の責任です。ペットの繁殖を望まない場合は、不妊・去勢手術などの繁殖制限を考えましょう。人と動物が快適に暮らすため、ペットの飼い方について、もう一度考えてみましょう。

■愛犬にできること

◎登録鑑札をつけましょう

迷い犬がいても鑑札がないと飼い主が見つかりません。環境課で登録しましょう。

◎フンの放置は絶対にやめましょう

散歩コース付近の人に迷惑をかけるよう、散歩に出るときは、フンの処理用袋等を必ず携帯しましょう。

◎放し飼いやリードを外して散歩しない

他人に恐怖を与え、かみつきのなどの事故の原因になるので、絶対にやめましょう。

■愛猫にできること

◎室内飼育に努めましょう

他人の敷地内でフンをしたり、車を傷つけたりするなど、近所に迷惑をかける場合があるため、室内飼育に努めましょう。また、室内飼育は無用な繁殖を防ぎます。

◎野良猫には無責任にエサを与えない

野良猫が住み着くと、近所迷惑になります。飼い主のいない不幸な猫を増やす原因になるので、絶対にやめましょう。



〈問い合わせ先〉環境課 (☎ 82-1143)



住民票の写し等の
第三者交付に係る本人通知制度

◎登録して守ろう！個人情報

市では、住民票の写し等の不正使用を防止するため「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」を実施しています。この制度は、代理人など第三者による請求に基づいて住民票の写し等を交付したとき、登録した本人にその事実を郵送でお知らせするものです。希望する人は、事前の登録が必要です。

◎対象

本市に住民登録をしている人または本籍がある人

◎登録方法

登録者本人の確認書類（運転免許証、旅券、個人番号カードなど）、代理人の場合は委任状、法定代理人の場合は戸籍謄本などの資格を証明する書類（本籍が本市の場合は不要）を持参して登録してください。

◎登録先

市民課、山陽総合事務所市民窓口課

◎通知の対象となる書類

- 住民票の写し（除票、改製原を含む）
- 住民票記載事項証明書
- 戸籍謄本・抄本（除籍、改製原を含む）
- 戸籍記載事項証明書
- 戸籍附票の写し（除籍、改製原を含む）

◎交付事実証明書

交付した事実の証明が必要な場合は、郵送された交付事実通知書と本人確認書類を持参して申請してください。発行手数料は200円です。

〈問い合わせ先〉市民課 (☎ 82-1140)